

氏名 (生年月日)	ヤマ ナシ コウ キ 山 梨 光 貴 (1992年11月1日)
学位の種類	博士 (法学)
学位記番号	法博甲第148号
学位授与の日付	2022年3月16日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	離脱研究の観点からみた再犯防止対策の課題と展望 —「関係性モデル」による社会復帰支援の可能性の検討—
論文審査委員	主査 四方 光 副査 中野目 善則・宮園 久栄

内容の要旨及び審査の結果

I 本論文の構成

山梨光貴氏より博士 (法学) の学位を請求して提出された論文は「離脱研究の観点からみた再犯防止対策の課題と展望 —「関係性モデル」による社会復帰支援の可能性の検討—」と題するものであり、その構成は次の通りである。

序 章

第1章 社会復帰が困難な人たち

第1節 「葛藤」を抱える再犯者？

第1款 わが国の再犯の特徴

第2款 再入受刑者の前回入所時の決意

第2節 「孤独」な受刑者？

第1款 様々な生活ニーズを抱える受刑者

第2款 「頼れる人」がいない受刑者

第3節 「孤独」を解消することの必要性

第2章 新しい社会復帰モデル？

第1節 従来の図式：医療モデルとリスクモデル

第1款 医療モデル

第2款 リスクモデル

第3款 両モデルの共通点と限界

第2節 第三の視座？：離脱研究

第1款 伝統的な理論の限界：年齢と犯罪

	第2款	長期追跡調査と犯罪（キャリア）からの離脱
	第3款	新たな社会復帰モデルの可能性
第3章	調査の概要	
	第1節	本調査の位置づけ
		第1款 先行研究の整理
		第2款 質的調査の意義
	第2節	調査実施までの経緯
	第3節	インタビュー協力者
	第4節	「離脱の定義」問題について
第4章	結果と考察	
	第1節	結果
		第1款 自己紹介での語り
		第2款 質問への回答
	第2節	考察：犯罪からの離脱のプロセス
		第1款 多様な当事者
		第2款 目標
		第3款 スティグマと「アイデンティティ」
		第4款 生活基盤
		第5款 規律的生活からの「解放」
		第6款 人間関係の広がり
	第3節	小括
第5章	関係性の構築による社会復帰の可能性	
	第1節	関係性の構築と犯罪からの離脱
		第1款 犯罪からの離脱と他者
		第2款 「重要な他者」
		第3款 「重要な他者」としての当事者
		第4款 当事者以外の「他者」との関係性
	第2節	関係性を対象とした社会復帰モデル
	第3節	若干の提言：A法人の活動から
		第1款 刑事司法システム全体を通じた継続的な交流の必要性
		第2款 地域住民の継続的な関与を前提とした対策の必要性
		第3款 NPO法人の法的位置づけの明確化と財政的支援の必要性
終章		
	第1節	本稿の要約
	第2節	残された課題

II 本論文の概要

近年我が国の犯罪対策として再犯防止が注目されているが、本論文では、再犯防止の対策に係わる「新たな視点」、そしてそれに基づいた施策の可能性について、近年注目されている「離脱理論」(デシスタンス理論)の観点から提言をすることを目的としている。

このような目的から、本論文の概要は以下のような構成をとっている。

1 まず、冒頭の序章においては、近年、検挙人員に占める再犯者の割合と入所受刑者に占める再入者の割合は高い水準を続けていることから、再犯防止は、わが国刑事政策における重要課題となっており、様々な施策が推進されている。こうした一連の最近の我が国の取組についてその限界を指摘しつつ、近年注目を浴びつつある離脱理論の観点から検討をすることの意義について述べている。

2 第1章「社会復帰が困難な人たち」では、まずは再犯と再犯者の実態を把握することが重要であるとして、矯正統計年報を基に2020年の入所受刑者等のデータについて概観するとともに、先行研究の結果を踏まえ、分析・検討を行った結果、以下のような結論に至ったとしている。

- (1) 受刑者の中には、福祉的、医療的、教育的ニーズを抱えながら地域社会の中で生活しなければならない者が一定数存在している。
- (2) 受刑者の中には、そのような生活上のニーズを抱えているにもかかわらず、信頼に基づく関係性を地域社会において築くことができず、「孤独」の中で厳しい生活を余儀なくされている者が存在している。

すなわち、再犯を繰り返す人は、社会復帰を行うに当たり困難を抱えた人たちであり、こうした困難を解消していくために今後の再犯防止対策では、犯罪を繰り返す者の「孤独」を解消していくような施策、すなわち、犯罪を繰り返す者が地域社会に「頼れる人」を見つけることをサポートするような取組みの必要性を指摘している。

3 そこで、第2章「新しい社会復帰モデル？」では、従来提唱されてきた社会復帰モデルで、はたしてこうした困難な問題を抱えた「孤独な」受刑者の社会復帰をサポートするモデルとなり得るのか、という問題意識から、「人はなぜ犯罪をやめるのか」を明らかにしようとする離脱理論に基づく一連の研究が、新たな社会復帰モデルとなり得るかを検討している。

従来の社会復帰モデルは、医療モデルとリスクモデルに大別でき、医療モデルでは、犯罪(病气)の「原因」を特定してそれを「除去」(治療)することで犯罪者(病人)を社会復帰(快復)させることができるという図式が前提とされるのに対し、リスクモデルにおいては、認知行動療法を代表的手法としながら、可変的な「リスク」を犯罪者自身の力で「コントロール」することで、リスクを犯罪行動として発現させないようにすることが目指されている。これに対し、犯罪からの離脱のプロセスに着目した離脱理論では、個人への働きかけ自体に焦点を当てそのみを

重視するのではなく、社会的文脈 social context に焦点を当てた働きかけの必要性を重視するアプローチ（社会モデル）が示唆されていることを指摘している。

この離脱理論の知見を踏まえ、この章では、社会復帰の図式において、犯罪の「原因」や「リスク」への働きかけは必ずしも必要ではなく、社会的文脈に働きかけるような、新たな社会復帰を目指す新たなモデルの可能性が指摘されている。

- 4 第3章「調査の概要」では、この新たな社会復帰モデルの可能性を検討するために行った調査について述べ、この調査が国内の先行研究との関係でどのように位置づけられるかを検討し、本調査の意義、調査方法等について述べている。

本件調査は、2020年9月から11月にかけて、刑務所出所者等を支援するNPO法人のメンバーに対して行われたもので、調査実施にあたっては1年以上にわたる交流と予備調査を経てインタビュー調査等を実施した経緯について説明している。

- 5 続く第4章「結果と考察」では、インタビュー調査の結果を概観し、特に、本論文の問題関心から重要と思われる回答に焦点を当て考察を行い、以下の6つの点を明らかにしている。

- (1) 犯罪からの離脱のプロセスは多様であること。
- (2) 犯罪からの離脱のプロセスを歩んでいる者は、何かしらの目標を抱いていること。
- (3) 犯罪からの離脱のプロセスは、犯罪歴というスティグマを「長所」として扱う可能性に気がつくプロセスを含むものであること。
- (4) 生活基盤が脆弱な者が犯罪からの離脱のプロセスを歩むためには、きめ細やかなサポートを受ける必要があること。
- (5) 元受刑者が歩む犯罪からの離脱のプロセスは、刑務所内で身に着けた規律的生活から「解放」されるプロセスを含むものであること。
- (6) 犯罪からの離脱のプロセスは、人間関係の広がりというプロセスを含むものであること。

これらの結果から、今回のインタビュー協力者の多くが、彼らが所属するNPO法人を通じて様々なコミュニティとつながり多様な人々と交流があることが明らかになったこと、さらに犯罪を行っていない現在の生活を振り返ったときに、この「人間関係の広がり」がポジティブに語られていること、以上から、犯罪からの離脱のプロセスにおいて、この「人間関係の広がり」ということが重要な要素であることが示唆されたと指摘している。

- 6 第5章「関係性の構築による社会復帰の可能性」では、前章の調査結果によって得られた示唆から、上記(6)の「人間関係の広がり」に特に注目し、英米において行われてきた従来の犯罪学理論を「人間関係の広がり」という観点から整理・検討を加えることを通して、筆者独自の「他者との関係性」の構築による「社会復帰」という、社会復帰の新たな図式を理論的に導出し、そこから、再犯防止対策として以下のような結論を導いている。

すなわち、犯罪からの離脱のプロセスは、「重要な他者」をはじめとする様々な「他者」との継続的な相互作用を通じた双方向的、互惠的、協働的な関係性の構築というプロセスであり、そうであるならば、社会復帰は「関係性」を「構築」することによって果たされるという「関係性モデル」を導出することができることを指摘する。この「関係性モデル」において目指されるのは、犯罪者／当事者の「人間関係の広がり」であり、これを制度としてサポートすることが重要であり、したがって、犯罪者／当事者と地域住民との交流を積極的にするための「土壌」を、刑事司法システムと地域社会の中に育てていくことが重要となるという結論を筆者は導き出している。

筆者が得たこの結論を基に、「関係性モデル」の観点から具体的に以下のような提言を行っている。すなわち、今日のわが国の再犯防止対策にとって重要なことは、

- (1) 刑事司法システム全体を通じた継続的な他者との交流
 - (2) 地域住民との継続的な交流の構築に向けた対策
 - (3) NPO 法人の法的位置づけの明確化と財政的支援
- の3点であることを指摘している。

Ⅲ 本論文の評価

- 1 以上のような内容の本論文の評価は次の通りである。

本論文において、まず評価すべきことは、従来の犯罪原因論、医療モデル論、リスク理論等の犯罪に関する先行理論について、「他者との関係性」から整理することにより、「人はなぜ犯罪を犯すのか」という犯罪原因論からの視点ではなく「なぜ犯罪を犯さないのか」という分析に中心をおくデシスタンス理論に着目することの必要性を指摘し、このデシスタンス理論を基に犯罪からの離脱を促すためにはいかなる要因が必要かを検討し、犯罪からの離脱や再犯防止政策において、従来必ずしも明確にはされてこなかった「他者との関係の構築」という観点からの新たな社会復帰モデルを提唱している点にある。このように、従来の視点とは異なる視点から、犯罪からの離脱や再犯防止を論じているという点において、非常に画期的な論文といえることができる。

しかも、この新たなモデルを構築するに当たって筆者独自の調査を行い、検証を行っていることは評価に値する。特に、刑罰から解き放たれ、社会復帰を果たしている対象者への調査が難しいことは、すでに法務総合研究所が実施している「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」（法務総合研究所研究部報告58）においても指摘されているところであり、たとえ調査自体には改善する余地はあるにしても、コロナ渦でありながら、準備に時間をかけ調査対象であるNPO法人やインタビュー協力者との関係を構築し、安全性を配慮しながらの調査を実施したことは評価したい。また、この調査においては、ナラティブ（語り）を重視してそこから問題点や犯罪からの離脱や再犯防止に資する視点を抽出している点に置いても特色ある研究であるといえることができる。

著者のこの調査の独創性と意義は、本調査が日工組社会安全研究財団の助成を受けていること

からも窺える（社会安全財団の委員のコメントについては以下を参照：

http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2020/04/2020_kenkyu_09.pdf）。

本論文は、実際のインタビュー調査からデジスタンス理論に基づく考察の有用性を検証しているだけでなく、さらに、現行制度を評価した上で具体的な提言をおこなっている点も、刑事政策の論文として評価に値する。著者は、本論文が提唱する関係性モデルにおいては、罪を犯した当事者との顔の見える関係性の構築が犯罪からの離脱からの成否の鍵を握ると考えることから、地域住民との継続的な交流の構築に向けた対策や、これを促進する NPO 法人の法的位置づけの明確化と財政的支援が今後の再犯防止対策にとって重要な施策となり、さらにそのために刑事司法手続のうちから地域住民との関係性の構築を促進することができる仕組みの重要性を指摘している。

このような点で、本論文は、地方自治体職員や地域ボランティアなど社会復帰の現場で苦労を重ねている実務家が参照すべき理論的な洞察として役に立つとともに、実務・制度のさらなる発展のために示唆に富む指針を与えるものといえる。

2 もっとも、本論文については問題がないわけではない。

著者自身も指摘しているとおり、①質的研究とはいえインタビュー調査を実施したのがわずかな人数にとどまっていること、②デジスタンス理論に基づいた海外における刑事政策の具体的な取組についてはなお調査研究が必要であること、③我が国についても、保護司、協力雇用主、更生保護法人、さらに犯罪者の社会復帰に取り組んでいる NPO 法人など地域における実態調査が必ずしも十分ではないことの3点に加え、④まだ犯罪を犯してはいるが対策を講じないでいることで犯罪を犯すリスクのある者に関する犯罪予防策についての検討も犯罪を減少させる観点からは重要であるが、この点については、本論文が犯罪を犯した者の再犯防止に重点が置かれていることにもよるが、検討すべき課題として残されており、視野をより広げた研究の必要性がある等の課題が残る。今後のさらなる研究が期待されるところである。

IV 結論

以上述べた点を総合的に考慮した結果、審査員全員一致の判断により、本論文は本学の博士（法学）の学位を付与するのにふさわしいとの結論に達した。